

南九州市サテライトオフィス進出助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による生活様式の変化への対応及び都市部から地方への新しい人の流れの創出に資する取組として、市内において新たにサテライトオフィスに進出する事業者に対して、予算の範囲内において南九州市サテライトオフィス進出助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社で、市外に本社（所）を置く会社をいう。
- (2) サテライトオフィス 市が整備したレンタルオフィスの用に供される施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、助成金受領後も本市で事業活動を継続する意欲がある事業者で、かつ、当該サテライトオフィスで継続的に3年以上事業活動するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である者
- (3) 事業に関して必要な許認可を取得していない者
- (4) 事業者又は代表者に市税等の滞納がある者。ただし、新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている市税等については、この限りでない。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に定める経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人件費相当額 サテライトオフィスにおいて業務に従事する者1人分の経費 月額442,000円
- (2) 賃借料 サテライトオフィスの使用に対する経費

- (3) 入会金及び事務手数料 サテライトオフィスの使用に対する入会金及び事務手数料に関する経費
(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、前条第1号及び第2号の3か月分の経費に3分の2を乗じた額に同条第3号の額を加算した額とし、100万円を限度する。

- 2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、サテライトオフィス進出助成金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、サテライトオフィスの利用契約を締結した日から30日以内に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 雇用契約書等の写し（サテライトオフィスに勤務する従業員）
- (3) サテライトオフィス利用契約書の写し
- (4) 誓約書及び同意書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の受理後、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、サテライトオフィス進出助成金交付決定兼確定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、サテライトオフィス進出助成金交付請求書（第4号様式）により、市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 2 助成金の交付日から3年未満でサテライトオフィスの運営を終了したときは、日割りにより計算した額を運営していた期間に応じ、助成金の返還を求めるものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(書類の整備)

第10条 申請者は、助成金交付に関する書類等を整備し、助成金交付日の属する

会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項に規定する書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。